

令和４年第１２回伊達市農業委員会定例総会議事録

１．招集通知年月日 令和４年１２月７日

２．開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 ４階多目的会議室

３．開催年月日 令和４年１２月１５日

４．出席農業委員 １８名

１番 佐藤 易廣	２番 柳沼 正治	３番 八巻 長一	４番 寺島 武
５番 渡邊 政幸	６番 菅野 照	７番 鈴木 政浩	８番 穴戸 洋一
９番 阿部 忠幸	１０番 浦山 公一	１１番 大槻 孝徳	１２番 吉田 浩重
１３番 大橋 吉成	１４番 千葉 利市	１５番 長沢 壽幸	１６番 佐藤 清光
１７番 渡邊 茂	１８番 土屋 洋一郎	１９番 清野 直人	

５．欠席農業委員 １名

６．出席農地利用最適化推進委員 ２３名

２０番 佐藤 輝弥	２１番 佐々木 春男	２２番 大武 有子	２３番 後藤 喜美江
２４番 橘 典雄	２５番 八島 市蔵	２６番 高橋 敏明	２７番 菊池 和彦
２８番 齋藤 信夫	２９番 佐藤 善一	３０番 渡邊 みき子	３１番 野田 源吉
３２番 舟山 健一	３３番 引地 秀樹	３４番 八城 智広	３５番 佐瀬 之人
３６番 小賀坂 伸夫	３７番 秋葉 武	３８番 大和田俊一郎	３９番 三浦 秀勝
４０番 阿部 良夫	４１番 津田 茂	４２番 井上 林一	４３番 八巻 博

７．欠席農地利用最適化推進委員 １名

８．この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則

９．会議の提出事項

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第３号 現況確認証明願いについて
議案第４号 農用地利用集積計画の決定について
議案第５号 農地利用配分計画（案）について
議案第６号 あっせん申出について
報告第１号 専決処分の報告について

１０．議 事

議 長 只今から、令和４年第１２回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
（午後３時５分宣告）

只今の出席委員は、農業委員１８名、推進委員２３名で定足数に達しております。よって令和４年第１２回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、1番、佐藤易廣委員、2番、柳沼正治委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と齋藤副主幹の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、軽トラック、トラクター、耕運機、乗用草刈機、消毒用噴霧器を所有しており、家族で年間280日農業に従事し、許可後の耕作面積は、126aです。通作距離は、自宅から5km、車で9分になります。

2番、3番、4番は、譲受人が同じありますので、一括して説明をいたします。2番は●●●●さんから、3番は●●●●さんから、4番は●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラクター、耕運機、乗用草刈機、動力噴霧器を所有しており、家族で年間400日農業に従事し、許可後の耕作面積は、98aです。通作距離は、自宅から2km、車で7分になります。

5番は、●●●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●さんは、軽トラック、トラクター、噴霧器、田植機 乗用草刈機を所有しており、年間150日農業に従事し、許可後の耕作面積は62aです。通作距離は、自宅から100m以内です。

6番は、●●●●●●さんから、●●●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●さんは、軽トラック、トラクター、耕運機、コンバイン、乾燥機、田植機を所有しており、家族で年間730日農業に従事し、許可後の耕作面積は、122aです。通作距離は、自宅から車で1分になります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、

年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番から4番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第1号1番から4番の案件について現地調査の結果を報告いたします。

まず1番の案件について報告いたします。12月11日に現地を確認しました。場所は昭和大橋の近くです。譲受人の●●●●さんと、譲渡人の●●●●さんは高齢であるため、娘さんの●●●●さんと電話でお話を伺いました。申請農地は長い間耕作放棄地となっており、隣の畑を所有する●●●●さんが購入を申し入れたところ、売買が成立したということでした。●●さんは今後、桃を植えていきたいとのことでした。何ら問題ないと思われそうですが、皆様のご審議をお願いいたします。

続きまして、2番、3番、4番の案件について報告いたします。12月11日に現地を確認しまして、譲受人の●●●●さん、譲渡人のうち●●●●さん、●●●●さんとは同じく12月11日、残る譲渡人の●●●●さんとは12月12日に電話でお話を伺いました。譲渡人3名が所有するそれぞれの農地はこれまで、別の方が借りて耕作していましたが、その方が高齢となり、離農するにあたり、パイプハウス等を撤去しなければならなくなりました。そうしたところ、隣で耕作していた●●さんが、ハウスがもったいないので、そのまま譲り受ける話をもちかけ、成立したとのことでした。●●さんは野菜を作っていくとのことでした。何ら問題ないと思われそうですが、委員の皆さまのご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、32番、舟山健一調査員、お願いいたします。

32番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。本件は、先月の総会にて農地法第3条の許可を受けた、●●●●さんと●●●●さんの案件の隣接農地となりますが、先月の総会に間に合わなかったとのことで、今回の申請になったそうです。12月13日に、譲渡人、譲受人双方の話を聞きました。譲受人の●●さんは申請地を20年くらい草刈りをし、維持管理をしていました。譲渡人の●●●●さんも、先月の農地と一緒に売却したかったが、申請が遅れてしまったとのことでした。●●さんも自宅の斜め向かいの農地なので、喜んで購入したいとのことでした。話が成立したようであります。問題のない案件と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
議案第1号の6番の案件について、9番、阿部忠幸調査員、お願いいたします。

9番委員 議案第1号の6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る12月11日の午後、譲受人の●●●●さん宅にて、●●さんの息子さんからお話を聞いてまいりました。譲渡人の●●●●●●さんは体調不良のため、耕作ができなくなり、売買となりました。申請地は●●さん宅の近隣にあり、●●さんの息子さんはこれから野菜を作っていくとのこと。問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、7番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、露天駐車場及び資材置場敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、伊達総合支所から700m以内にあり、宅地率が40%を超えるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に替えるべき土地がない場合は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

2番については、資材置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定3年であります。農地区分は、伊達総合支所から500m以内にあるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に替えるべき土地がない場合は転用可能で

あるため、一時転用許可可能と判断しました。

3番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、20年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

4番については、公共事業に伴う残土置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定、6ヶ月であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は可能であるため、転用許可可能と判断しました。

5番については、農地改良のための一時転用であります。使用貸借権の設定、10ヶ月であります。農地区分は、農振農用地となっておりますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

6番については、公共事業に伴う現場事務所及び露天駐車場敷地への一時転用であります。使用貸借権の設定4ヶ月であります。農地区分は、伊達市役所から500m以内にあるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に替えるべき土地がない場合は転用可能であるため、一時転用可能と判断しました。

7番については、農地改良及び工事発生土捨場敷地への一時転用であります。使用貸借権の設定、1年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は可能であるため、転用許可可能と判断しました。

以上、7件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番と2番の案件について、21番、佐々木春男調査員お願いいたします。

21番委員 議案第2号の1番と2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。

12月14日午前9時、ふれあいセンター集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。

まず1番の案件について、申請地は、伊達中学校より南に300メートルほど行ったところに位置します。ここは、譲渡人の●●さんが草を刈って管理してきましたが、何も作る予定が無いので、売ることになったということです。譲受人の●●さんは●●を営んでいまして、自宅付近で資材置き場を探していたところ、●●さんとの売買の話がまとまったということです。ここは住宅地に囲まれた農地なので、周辺農地への影響もなく、許可相当と見てまいりました。

次に２番の案件ですが、申請地は伊達橋付近になります。伊達橋の架け替えに伴う資材置き場ということなので、地権者の皆さんも協力して、土地を貸すことにしたとのことでした。周辺への影響も無く、問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の３番の案件について、２４番、橘典雄調査員、お願いいたします。

２４番委員 議案第２号の３番の案件について現地調査の報告をいたします。１２月１４日、梁川総合支所集合で、渡邊茂委員、津田茂委員、私と、事務局３名の計６名で現地調査を行って参りました。申請地は３面が道路で、南側が学校ですので、他の農地への影響はなく、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の４番の案件について、１７番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

１７番委員 議案第２号の４番の案件について、現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日１２月１４日午前１１時、梁川総合支所集合で、橘典雄委員、津田茂委員、私と、事務局３名の計６名で現地確認を行って参りました。

申請地は、１０月総会で農地法第５条許可がされた案件の土地と地続きになっており、今回、追加での申請になったようです。排水にも問題なく、周りの農地への影響も無いようですので、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の５番の案件について、１番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

１番委員 議案第２号の５番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。１２月１４日午前１０時に保原本庁舎集合で、長沢委員、佐瀬推進委員、私と、事務局２名の計５名で現地を確認して参りました。農地改良のための一時転用であり、一時転用期間中は、周囲の農地への影響に配慮しながら作業を進めるということで、許可もやむを得ないものと見てまいりました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の６番の案件について、１５番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

１５番委員 議案第２号の６番の案件について現地を確認して参りましたのでご説明いたします。昨日１２月１４日午前１０時に保原本庁舎集合で、佐藤委員、佐瀬推進委員、私と、事務局２名の計５名で現地を確認して参りました。本申請は、公共事業に伴う現場事務所等への一時転用です。申請地は、伊達警察署から北へ１００メートルほど行ったところの農地でございます。周辺農地への影響もなく許可相当と判断して参りましたので、委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

13番委員 議案第2号の7番の案件について現地を確認して参りましたのでご説明いたします。昨日12月14日午後1時半に霊山総合支所集合で、阿部委員、引地推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、●●●●●●●●の南側になります。以前から荒れ地になっていた場所ですが、昨日見に行ったところ、草刈等がされて大変きれいになっておりました。U字溝によって排水もしっかりしており、何ら問題なく見て参りました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議 場 「異議なし」の声。

議 場 (委員挙手全員)

事務局長（議案第 3 号朗読説明）

農地係長 議案第3号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

2番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、平成25年頃より不耕作となり、また周囲の山林から木などが侵食してきたため山林化し現在にいたっております。

以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４３件、使用貸借権設定に係る４件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４３件、使用貸借権設定に係る４件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第５号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに配分計画を定め、県知事の認可を受けると配分計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和５年１月２５日となっています。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用配分計画（案）について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第５号「農用地利用配分計画（案）について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第６号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 6 号「あっせん申出について」の 2 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 6 号、「あっせん申出について」の 2 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号「あっせん申出について」の 2 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番と 2 番の案件について、梁川地区担当から、27 番、菊池和彦推進委員と、37 番、秋葉武推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年第 12 回伊達市農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。（午後 4 時 7 分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------